

# 『持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律』について

(H23. 2. 27現在)

## 1 趣 旨

- ・ 農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。
- ・ 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。
- ・ こうした緊急の課題に応えるため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。

## 2 概 要

### (1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針

- ア 都道府県が持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定
- イ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化

### (2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画

- ア 農業者が持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
- イ 都道府県知事が導入計画を認定

### (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置

- ・ 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例（償還期間の延長（10年（うち据置期間3年）→12年（同3年））

○持続農業法とは… 主に以下の5つから成り立っている。

- ① 法律の中で持続性の高い農業生産方式を定義
- ② 都道府県が持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（導入指針）を策定
- ③ 農業者が持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
- ④ 「導入指針」に基づき都道府県知事が「導入計画」を認定  
→認定を受けた農業者＝【エコファーマー】
- ⑤ エコファーマーに対する特例措置  
→農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の貸付に関する特例

## 3 持続性の高い農業生産方式

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」の3つの技術すべてを用いて行われるものをいう。

さらに、農林水産省令で「具体的な17の技術内容」（省令技術）が示されている。

技 術 名	技 術 内 容
<b>1 たい肥等施用技術</b>	
①たい肥等有機質資材施用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づきたい肥等のCN比10から150の範囲にある有機質資材を施用する技術
②緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づき緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
<b>2 化学肥料低減技術</b>	
①局所施肥技術	化学肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術
②肥効調節型肥料施用技術	普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素等が原料として配合された肥料又は土壌中の硝酸化成を抑制する材が使用されたものを施用する技術
③有機質肥料施用技術	なたねかす等の有機質肥料（動植物質のものに限る）を化学肥料に代替して施用する技術
<b>3 化学農薬低減技術</b>	
①温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、種子に付いた有害動植物を駆除する技術
②機械除草技術	有害植物を機械的方法により駆除する技術
③除草用動物利用技術	有害植物を駆除するためアイガモ等小動物を農地に放し飼いする技術
④生物農薬利用技術	天敵を利用する技術
⑤対抗植物利用技術	センチュウなどの土壌中の有害動植物を駆除又はまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術
⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術	有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術
⑦土壌還元消毒技術	土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑧熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑨光利用技術	有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物の誘引、忌避、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術
⑩被覆栽培技術	農作物を有害動植物の付着を防止するため不織布、フィルム等の被覆資材で被覆する技術
⑪フェロモン剤利用技術	害虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする交信攪乱剤などを使用する技術
⑫マルチ栽培技術	土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するためフィルム等の資材で被覆する技術

#### 4 都道府県が定める導入指針

都道府県は、当該都道府県における「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（導入指針）」を定めることとなっている。

◎導入指針においては、作物ごとに次に掲げる事項を定めている。

- ①導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
- ②持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項
- ③その他必要な事項

\*北海道では平成12年3月に策定。現在、以下の100の作物で導入指針を作成し、作物ごとに具体的内容等を示している。

水稲	オクラ	にんじん	ゆり
秋まき小麦	にがうり（ゴーヤ）	ごぼう	トルコギキョウ
春まき小麦	たまねぎ	かぶ	ばら
てんさい	ねぎ	ながいも	アルストロメリア
ばれいしょ	はくさい	ラディッシュ	デルフィニウム
大豆	キャベツ	ヤーコン	カラー
小豆	ほうれんそう	さつまいも	きんぎょそう
菜豆	ゆりね	さといも	コスモス
えんどうまめ	こまつな	わさびだいこん(西洋わさび)	スカビオサ
そば	にら	すいか	ダリア
ひまわり	みつば	メロン	ひまわり（切り花）
しそ（搾油用）	しゅんぎく	いちご	ブプレウラム
なたね	サンチュ	まくわうり	ホワイトレースフラワー
トマト	チンゲンサイ	ピーマン	りんどう
ミニトマト	モロヘイヤ	レタス	りんご
きゅうり	みずな	セルリー	なし
なす	しろな	ブロッコリー	ぶどう
かぼちゃ	タアサイ	アスパラガス	プルーン
えだまめ	にんにく	パセリ	おうとう
スイートコーン	あさつき	カリフラワー	ブルーベリー
さやいんげん	小ねぎ	サラダナ	ハスカップ
さやえんどう	チコリ	カーネーション	もも
そらまめ	エンサイ（空心菜）	スターチス類	うめ
ししとう	ふき（ラワンブキ）	きく	アロニア
とうがらし(なんばん)	だいこん	宿根かすみそう	サレヅ用とうもろこし

#### 5 持続性の高い農業生産方式導入計画の認定

◎導入計画の認定

認定を受けようとする農業者は、次に掲げる事項を記載した持続性の高い農業生産方

式の導入に関する5ヶ年の計画（導入計画）を作成し、都道府県知事に提出して認定を受けることができる。

- ①持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
- ②目標を達成するために必要な施設の措置、機械の購入その他の措置に関する事項
- ③その他農林水産省令で定める事項

◎認定要件

- ①持続性の高い農業生産方式の3つの技術（それぞれ1つ以上の具体的な省令技術）をすべて用いること
- ②3つの技術のうち最低1つを新たに導入すること
- ③持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上占めること

＜認定例＞ — 馬鈴しょの場合

- ※ ○・・・現在使っている”省令技術”
- ・・・新たに導入する”省令技術”

		A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏
区分	技術内容	採用技術	採用技術	採用技術	採用技術	採用技術	採用技術
たい肥等施用	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	○ ●	○	●	○		
化学肥料低減	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術	○ ●	○ ●	●	○	○ ●	○
化学農薬低減	機械除草技術 生物農薬利用技術	○ ●	○	●	○	○	○

	↓	↓	↓	↓	↓	↓
認 定 可 否	可	可	可	否	否	否

6 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置

導入計画の認定を受けた農業者は、農業改良資金の貸付に関する特例を受けることができる。

- ・償還期間の延長（10年（うち据置期間3年） → 12年（同3年））

【エコファーマーマーク】

持続的で環境に優しい農業を目指す「エコファーマー」の認知度の向上を図り一層の普及・拡大を図るため「エコファーマーマーク」（以下「マーク」という。）がありました。H23.3をもって、全国共通でのマークの使用は廃止となった（一年間の猶予期間有り）。今後は、全中から使用許諾を受けた県のみが、使用できる。

